（遞信省認可）　（本號六面）　明治廿三年八月廿一日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百五十三號
明治廿三年八月廿一日　木曜日
舊暦庚寅七月六日　（甲戌）
日　出午前五時五分　入午後六時二十二分
月　出午前九時五十四分　入午後九時二十五分
滿潮　午前八時三十九分　午後八時五十五分
（西暦一千八百九十年）

虎列剌豫防の義捐金募集

去る六月末虎列剌病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣にも及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れ〱方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の資に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に從ひ多少に拘はらず義金を投せられんことを乞ふ

時事新報社

一義捐金は一口十錢以上とす

一義捐金は東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし

一時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纏め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす

一時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

大坂米商會所（昨日の續）

大坂市に於て米の買占めを止めんとて官邊より堂嶋の米商會所に臨時の說諭を加へ又仲買人の帳簿を調べたるが如き實際に其の効なかる可しとの次第は前節に開陳したれども今その有効無効論は姑く擱き本來一國の政府たるものは國民正當の營業に干渉すること此點にまで至るも妨なきものか一考を要する所ならん米の定期賣買は米商正當の營業にして營業自活は日本國民の權利あり他より間然すること能はざる所のものなり又人間の營業には各自固有の秘密あるものにして其秘密の大切なるは大小輕重の相違こそあれ一國の政府にて云へば政機の秘密あるに異ならずして店の帳簿は即ち其秘密中の一物なり然るを政府の吏人が何か思ふ所ありとて青天白日に仲買人を呼出し秘密の帳簿を調べて又買方注文筋の姓名をも表白せられたりと云ふ仲買人の體面に影響する所は決して輕からず實際に於て其人の正不正有罪無罪は差置き滔々たる世人の見る所にて臨時に警察の筋の呼出しに逢ひ帳簿迄も調べられたりとありては何か怪しき形跡もありしならんと竊に邪推を運らし甲饒舌り乙傳へて無根の事も事實のやうに言囃さるゝは俗世界の常情にして即ち本人の身に取りては客に對して信用を薄くするの媒介と爲り其營業の盛衰に關すること容易ならず又その帳簿上に買方注文筋の人名をも調べたりと云ふ其姓名を知る者は官吏限りにして世に公にするにはあらざる可しと雖も一度び會所の公席に帳簿を開くときは俗に云ふ壁に耳あり天井に目ありて必ずしも秘密を保つ可らずして本人の身と爲りては自分が目下買方に廻りて何程の石數を買持し居るとの事實を人に知られては商賣掛引上の一大事と思ふ者もあらん又或は相場所にて米など買はんと思ひの外の人物が一寸手を出したる其時に不幸にも姓名を知られたるが如きあらんには其人の心を痛しむるは恰も市朝に鞭たるゝが如くなる可し何れも國民たる者の私權に關すること大なるものにして政府が國民に對する權力は果して斯くまでに擴張して妨げなきか朝野識者の當さに一考す可き所のものなり方今當局策を講して商業社會の地位を高めんと云ふ者あり、又憲法發布して國會將に開んとするの時に當り國民の權利は舊時に倍したりと云ひ、有名なる商法の實施も近に在りて其の精神は商賣營業の堅固安全を謀るものありと云ふの折柄、一方より目下の事實を見來れば商人の地位の憐む可きこと斯の如し春風和暢百花爛熳の下ゐ獨の氷は尙ほ未だ解けずして群魚の蟄縮するものあるが如し時候不揃なりと云ふ可し彼の久しく差縺れて到底行はる可らざるブールスの如きも唯これを半空に懸けて商人等の大利害を度外視するは畢竟この時候不揃の故ならんのみ我輩の宿論に農商務省は全國の農商を代表して其利害を護衛するものありと信じ政府の主義も必ず其邊に在ることならんあれば斯る場合にこそ一省の權力を以て恰も商人等の後楯と爲り八方に向ひ辨護論爭して商業獨立の面目を全ふせしめんこと冀望に堪へず或は云ふ商業の獨立は固より願ふ所あれども彼の相場所の如き之に關係出入する商人の品位甚だ低きが故に官邊より見ても尋常普通の法を以てす可らず、場合次第にて之を御するに臨時の權道を以てするも可なりとの說あれども我輩の服せざる所なり人品の高きと低きとは私の議論にして法律の下に言ふ可き言に非ず日本の法律果して國民の私權を重んずるの精神あらば陰にも陽にも之を重んじて微細の部分をも輕々に看過す可らず何ぞ人品の如何を問ふの遑あらんや況んや其品格低しと云ふも官の筋より之を視ること低くして隨て之をして低からしめたるの事情あるに於てをや凡そ商業の種類多しと雖も其筋の干渉を蒙ること相場所より甚だしきはあらざる可し商人等は時として呼出され、時として拘引せられ又時として場所を閉さるゝ等其狀恰も嚴重なる繼母の繼子に於けるが如し俗に云ふ賣言葉に買言葉にして繼子も斯くまでに取扱ひを蒙れば聊か自暴自棄の根性を生じて次第に改良の道に遠ざかるものゝ如し此點より立言すれば我輩とても決して今日の相場所を悅ぶ者にあらず既に之を厭ふこと甚だしと雖も日本國中朝野の人事に厭ふ可きは獨り相場所のみならずして他に亦種類の多きことあれば特に相場所に限りて殊に之を一新して面目を改む可きに非ず唯漸次に改良を謀る其中にも繼母と繼子と相對して其間に常に反對の苦情あらんには我輩は徒に無力なる子を咎るよりも先づ强大なる母に訴へ其子の取扱ひを高尙にして次第其心事を高尙に導かんことを勸告する者なり　（畢）

官報

勅令第百七十九號

朕水雷隊附備ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年八月十九日　海軍大臣子爵樺山資紀

水雷隊配備表

所管鎮守府	防禦管區	敷設部	攻擊部	名稱	位置
横須賀	東京灣口及横須賀軍港	二隊	一等水雷艇十三隻	横須賀水雷隊	横須賀軍港内長浦
呉	呉軍港		一等水雷艇四隻	呉水雷隊	呉
	馬關海峽			馬關水雷隊	未定
佐世保	佐世保軍港	一隊	一等水雷艇五隻	佐世保水雷隊	佐世保
	對馬國竹敷近海	二隊	一等水雷艇二隻	對馬水雷隊	對馬國竹敷
舞鶴					
室蘭					
備考	防禦管區及隊數艇數ハ漸次增加スルモノトス				

○大藏省令第二十號

明治十三年九月第四十號布告酒造税則施行細則左ノ通相定メ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

但明治十七年八月第六十四號大藏省達及明治二十二年十月第十四號省令ハ同日ヨリ廢止ス

明治二十三年八月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

酒造税則施行細則

第一條　税則第一條一項ニ從ヒ製造免許ヲ受ケントスルモノハ其願書ニ造石見込高ヲ記シ其酒造場ノ倉庫又ハ建物ノ棟數ニ拘ハラス總テ其一區域ヲ以テ一箇所トシ之ニ關スル地所建物ノ坪數ヲ圖面ニ製シ願書ニ添ヘ管轄廳ニ差出スヘシ但一區域外ノ倉庫建物ト雖トモ檢査濟ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ藏置スルニ止マルモノハ管轄廳ノ許可ヲ受ケ酒造場ノ附屬ト爲スコトヲ得

税則第一條二項ニ依リ保證物又ハ保證人ヲ要スルモノハ願出ノ際保證物又ハ保證人ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

免許ヲ受ケタル後造石見込高ヲ增加シ又ハ土地建物等ニ異動ヲ生シタルトキハ其時々屆出ヘシ

免許ヲ受ケタル者ニシテ翌期ニ引續キ營業ヲ爲サントスルモノハ其年十月一日迄ニ願書ニ鑑札ヲ添ヘ管轄廳ニ差出シ免許ノ證印ヲ受クヘシ

税則第一條二項ノ年數ハ處刑ハ宣告ノ日滯納處分ハ完結ノ日ヨリ免許願出ノ日迄滿三年トス

第二條　酒造場ヲ移轉セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管轄廳ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

他ノ管轄地ヘ移轉セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管轄廳ニ申出添書ヲ受ケ之ヲ移轉地ノ管轄廳ニ差出シ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

第三條　免許鑑札ヲ賣買讓與セントスルトキハ雙方連署ノ書面ニ鑑札ヲ添ヘ管轄廳ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ若シ他管轄ニ交渉スルトキハ前條ノ手續ニ依ルヘシ

第四條　税則第一條二項ニ依リ徵スヘキ保證物ノ種類左ノ如シ

有利公債證書
大藏省證券
日本銀行株券
正金銀行株券
國立銀行株券
政府ノ保護ヲ受クル會社株券債券
府縣郡市町村ノ公債證券
土地建物

第五條　前條保證物ノ保證價格ハ左ノ割合ニ依テ定ム

一　公債證書ハ明治二十三年勅令第四號第三條ノ價格ニ依ル
二　大藏省證券ハ其券面ノ金額ニ依ル
三　銀行會社株券債券府縣郡市町村ノ公債證券ハ價格十分ノ八
四　土地建物ハ價格十分ノ六

第六條　税則第一條三項ノ所有不動產ノ價格及ヒ保證物トシテ差出スヘキ株券債券公債證券不動產ノ價格ハ各地現實賣買ノ價格ヲ標準トシテ地方長官之ヲ定ム

前項ニ依リ定メタル價格ニ付異議アルトキハ地方廳及ヒ其所有者ヨリ各二名ノ評價人ヲ撰ミ價格ヲ評定セシメ其評定價格ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

第七條　税則第一條二項ニ依リ立ル所ノ保證人ハ不動產ヲ有シ又ハ所得税ヲ納ムル丁年以上ノ男子ニシテ地方長官ニ於テ相當ト認ムルモノニ限ル

第八條　保證物ハ土地建物ヲ除クノ外管轄廳ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第九條　當初ノ造石見込高ニ依リ其營業ヲ免許シタルノ後更ニ增石スルトキハ之ニ相當スル保證物ヲ徵シ又ハ保證人ヲ立テシムヘシ

第十條　保證ヲ徵セスシテ營業ヲ許可シタルモノ其造石數ヲ增加シタルタメ其所有不動產價格造石税四分ノ一ヲ下リタルトキハ保證物ヲ徵シ又ハ保證人ヲ立テシムヘシ

第十一條　税則第十一條營業免許後不動產ヲ賣渡讓渡又ハ抵當ト爲ス場合ニ於テハ其不動產ノ位置番號名稱種類段別又ハ坪數及土地臺帳記入ノ地價地租ヲ詳記シテ管轄廳ニ屆出ヘシ

第十二條　酒造用容器ハ左ニ揭クル方法ニ依リ其容積ヲ量リ所轄租税檢査員派出所ニ申出檢査ヲ受ケ且容器ニハ番號烙印及石數ノ記載ヲ受クヘシ

酒造桶類丈量法

口徑（口
リタル箇
ノ一下リ
圖如ク度
後左右中
以テ定ム
但尺度
算
（一）第
口徑
第
口徑
甲
一
甲
之
（二）第
第
第
第
甲
之
右
第十三條　酒
モノトス
第十四條　酒
レト認ム
第十五條　税
減レ容レ
徐ルヘシ
底徑ヲ求
深ニテ除
入實第一
假定ノ
假定ノ
右甲ヨリ
面記載ノ
入實第一
（此口徑ヲ
二胴徑マ
加ヘ（假定
假定ノ
假定ノ口
右甲ヨリ
八四四ヲ
入實第三
第十六條　税
スヘキ酒
第十七條　檢
タルトキ
第十八條　税
ニ屆出ツ
第十九條　檢
査ヲ受ケ
モノハ其
第二十條　酒
ノ上造石
第二十一條
檢査濟酒
第二十二條
酒造
仕込
酒粕
蒸溜
變製
酒類
酒類
酒類
第二十三條
ヲ定ム
附則
第二十四條
第二十五條
ニ依ルヘ
入實胴徑
徑ヲ求ム
除シ之ヲ
假定ノ
假定ノ
右甲ヨリ
位トレ丈
ヲ桶面記
入實胴徑
徑ヲ求ム
徑ニ減ス
ニテ除レ
假定ノ口
假定ノ口
右甲ヨリ乙
徹セ得ル
大藏省令第二